

議案第68号

鹿児島県税条例及び鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例及び鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例及び鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号ウ中「利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものうち主たるものの所在地」を「鹿児島市」に改める。

第23条の2第3項中「(当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第28条の3を次のように改める。

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3 法第45条の3の3第1項各号に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の3第1項に規定する県民税に係る申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

附則第5条の6第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年」を「平成21年から令和12年」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

附則第5条の7中「(当該金額が当該納税義務者の第22条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第22条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第5条の7の2中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第23条の2第1項及び第3項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第23条の2第3項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

（鹿児島県核燃料税条例の一部改正）

第2条 鹿児島県核燃料税条例（令和6年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条中「発電用原子炉の所在地」を「鹿児島市」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鹿児島県税条例第9条の改正規定及び第2条の規定 令和8年8月1日
- (2) 第1条中鹿児島県税条例第23条の2及び第28条の3の改正規定並びに同条例附則第5条の6及び第5条の7の改正規定並びに附則第2条の規定 令和9年1月1日
- (3) 第1条中鹿児島県税条例附則第5条の7の2の改正規定 令和10年1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第23条の2第3項及び附則第5条の7の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の鹿児島県税条例第28条の3の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5条の6第1項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32

年法律第26号) 第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、及び県民税利子割等の納税地を変更するため、所要の改正をしようとするものである。